

九州支部規約

(趣旨)

第1条 この規約は日本分析化学会細則（1971年9月18日施行）に定めるもののほか、九州支部（以下「支部」という）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 支部は、九州地区（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）に在住する日本分析化学会会員をもって組織する。

(業務)

第3条 支部は、次の業務を行う。

- 一 支部主催の講演会、研究発表会及び見学会
- 二 九州地区の関連学協会との連絡及び協力
- 三 その他必要な事業

(事務所)

第4条 支部の事務所の所在地は、常任幹事会において前年度末までに決める。

(役員)

第5条 支部に、役員として、支部長1名、副支部長2名、支部参与若干名、支部監査2名、支部常任幹事（庶務幹事及び会計幹事を含む）若干名及び支部幹事若干名を置く。

(支部長)

第6条 支部長は、支部の事務を総理し、支部を代表する。

2. 支部長は、役員に事故があったとき、又は欠員を生じたときは、常任幹事会の同意を得て、役員を補充することができる。
3. 支部長は、幹事会及び常任幹事会を招集し、その議長となる。
4. 支部長は、前3項で定めるもののほか、庶務幹事及び会計幹事若干名を委嘱し、必要に応じて職員等若干名を委嘱することができる。

(副支部長)

第7条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あったとき、又は欠けたときは、その業務を代行する。

(支部参与)

第8条 支部参与は、支部長の諮問に応じて支部の運営に参画し、幹事会及び常任幹事会に随時出席して意見を述べることができる。

(支部監査)

第9条 支部監査は、支部の会計を監査し、幹事会及び常任幹事会に随時出席して意見を述べることができる。

(支部常任幹事)

第10条 支部常任幹事は、支部の事務を分担し、幹事会及び常任幹事会に出席して支部の運営を審議する。

(支部幹事)

第11条 支部幹事は、支部の事務を分担する。

(役員を選出)

第12条 役員は、幹事会において選出する。この場合において、次年度の役員は、前年度の幹事会において選出するものとする。

2. 支部参与は、原則として支部地域内の会員で支部の運営に多年尽力した者又は学識経験者のうちから支部長が推薦し、幹事会の承認を得たものとする。

(役員任期)

第13条 役員任期は、1年とし、3月1日から翌年2月末日までとする。但し、補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

(幹事会及び常任幹事会)

第14条 支部に幹事会及び常任幹事会を置く。

第15条 幹事会は支部長、副支部長、支部常任幹事及び支部幹事をもって構成する。

第16条 常任幹事会は支部長、副支部長及び常任幹事をもって構成する。但し、支部長が必要と認めたときは、地域選出の本部役員等を加

えることができる。

2. 常任幹事会は、次の事項を審議する。
 - 一 支部事業の企画、立案等
 - 二 幹事会の決定事項の実施
 - 三 地域内の本部役員候補者等の選出
 - 四 その他常任幹事会において審議を必要とする事項

(事業計画及び収支予算)

第17条 支部長は、次年度の事業計画及びこれに伴う収支予算を当該年度の開始前に作成し、常任幹事会の議を経て幹事会の承認を得なければならぬ。

(事業報告及び収支決算)

第18条 支部長は、収支決算を年度末までに作成し、支部監査の承認を得た後、事業報告とともに常任幹事会の議を経て幹事会の承認を得なければならぬ。

(事業年度)

第19条 支部の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日までとする。

(運営経費)

第20条 支部の運営経費は、本部からの交付金及び支部事業達成のための寄付金その他の収入金をもってあてる。

(内規の変更)

第21条 この規約の改正は、常任幹事会の議を経て幹事会の承認を得なければならぬ。

付 則 この規約は、1972年3月1日から施行する。

1971年11月13日理事会承認

1973年4月4日一部改訂